

# 福島市ゼロカーボン庁内率先計画

(事務事業編)

【令和3年度から令和12年度】

2021年(令和3年)2月 策定

2024年(令和6年)2月 改定

福島市

## 目次

### 1)計画の基本的事項

(1)計画策定の背景	3
(2)計画の目的	3
(3)計画の位置付け	3
(4)対象範囲	4
(5)対象とする温室効果ガス	4
(6)計画の期間及び基準年度	4

### 2)温室効果ガスの排出状況、削減目標・目標達成に向けた取組

(1)事務事業に係る温室効果ガス排出量	5
(2)廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量	8
(3)事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量	9
(4)グリーン購入に関する目標と具体的な取組	11

### 3)計画の推進体制

(1)推進体制	12
(2)公表	12

### 【参考】

資料1 福島市版ゼロカーボン様式の会議

資料2 福島市グリーン購入基本方針

## ゼロカーボン庁内率先計画（事務事業編）

### 1）計画の基本的事項

#### (1)計画策定の背景

1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法律により、全ての市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、自らの事務事業に関して温室効果ガス削減等のための措置に取り組むよう義務づけられています。

2016年には「地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)」が策定され、中期目標として、日本の温室効果ガス排出量を2030年度に26.0%削減(2013年度比)することが掲げられました。同計画においても、地方公共団体の役割として、地方公共団体実行計画に基づき率先的な取組を行い、地域の住民・事業者の模範となるよう求められています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の改定に合わせて、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(以下、政府実行計画。)の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

本市においては、自らが一事業者・一消費者として、率先して環境保全に向けた取組を実行するため、2001年1月に「福島市率先実行計画(2001年～2005年度)」、2006年3月に「第2期福島市率先実行計画(2006～2010年度)」、2011年3月に「福島市地球温暖化対策実行計画(2011～2020年度)」を策定しました。また、2021年2月には、「福島市脱炭素社会実現実行計画(2021年度～2030年度)」に基づき市の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んできました。

#### (2)計画の目的

市が一事業者・一消費者として、率先して環境保全に向けた取組を実践し、省資源・省エネルギー・廃棄物減量等の推進を図るとともに、市域における環境配慮行動の模範となることで、市民や事業者の環境保全に向けた自主的かつ積極的な取組を促進することを目的とします。

#### (3)計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)として位置付けるとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)」第10条第1項に基づく環境物品等の調達の推進を図るための基本方針として位置付けます。

また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下「省エネ法」という。)」第7条第1項に基づく特定事業者指定されていることから、同法律に基づく省エネルギーの取組と連携を図るものとします。

#### (4)対象範囲

福島市役所のすべての組織・施設における事務事業を対象とします。  
これは、指定管理者制度により民間事業者が管理する施設を含みます。

#### (5)対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に記載されている7種類のうち、以下に示す4種類とします。

温室効果ガスの種類		主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス)の使用、電気の使用
	非エネルギー起源	一般廃棄物に混入する廃プラスチック類の焼却
メタン(CH <sub>4</sub> )		公用車の走行、一般廃棄物の焼却、下水及びし尿の処理
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		公用車の走行、一般廃棄物の焼却、下水及びし尿の処理
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		HFC封入のカーエアコンの使用

※パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)は、市の事務事業からの排出がないため、対象外とします。

#### (6)計画の期間及び基準年度

計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。また、本計画の基準年度は、福島市脱炭素社会実現実行計画と同様に2013年度とします。なお、本計画は、温室効果ガスの排出状況や社会情勢の変化、法改正等により必要に応じて見直しを行います。

●計画の期間	2021年度から2030年度
●基準年度	2013年度

## 2) 温室効果ガスの排出状況、削減目標・目標達成に向けた取組

本計画では、(1)「事務事業に係る温室効果ガス排出量」、(2)「廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量」、(3)「事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量」それぞれに目標を設定し、取組を推進します。

また、(4)「福島市グリーン購入基本方針」に基づくグリーン購入に関する目標については、毎年度設定します。

### (1) 事務事業に係る温室効果ガス排出量

#### ① 基準年度(2013年度)と現状(2022年度)の温室効果ガス排出状況

事務事業に係る温室効果ガス排出量及びその内訳は以下の表のとおりです。基準年度と比べて、公用車の使用に伴うガソリン等の使用による排出量、庁舎等における電気等の使用による排出量いずれも減少しています。

項目	基準年度(2013)	現状値(2022)	削減率
事務事業に係る 温室効果ガス排出量の計	27,646.6t-CO <sub>2</sub>	19,937.7t-CO <sub>2</sub>	▲27.9%
公用車使用に伴う ガソリン等の使用による 温室効果ガス排出 <sup>※1</sup>	889.3t-CO <sub>2</sub>	842.4t-CO <sub>2</sub>	▲5.3%
公共施設等における電気等の使用 による温室効果ガス排出量 <sup>※2</sup>	26,757.3t-CO <sub>2</sub>	19,095.3t-CO <sub>2</sub>	▲28.6%

※1:エネルギー起源 CO<sub>2</sub>(ガソリン、軽油使用による排出)、メタン・一酸化二窒素(自動車走行による排出)、ハイドロフルオロカーボン(カーエアコンの使用による排出)の計

※2:エネルギー起源 CO<sub>2</sub>(電気、灯油、A 重油、LP ガス、都市ガスの使用による排出)の計

#### ② 削減目標

本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、2013年度の約27,646.6t-CO<sub>2</sub>から2030年度には約12,440.9t-CO<sub>2</sub>とし、基準年度比で55%削減することを目標とします。

2030年度 事務事業に係る温室効果ガス排出量

**2013年度比で55%削減**

項目	基準年度(2013)	目標年度(2030)	削減率
事務事業に係る 温室効果ガス排出量の計	27,646.6t-CO2	12,440.9t-CO2	▲55%
公用車使用に伴うガソリン等の使用 による温室効果ガス排出量	889.3t-CO2	400.1t-CO2	▲55%
公共施設等における電気等の使用 による温室効果ガス排出量	26,757.3t-CO2	12,040.7t-CO2	▲55%

### ③目標達成に向けた取組

#### ア 公用車のガソリン等使用量の削減(下線部は重点取組)

取組項目	取組内容
公用車の適正管理	<u>新規導入及び更新する公用車については、代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、2030年度までに電動車にする。</u>
	公用車の効率的な運用による保有台数の適正化に努める。
	タイヤの空気圧を適正に維持するなど、点検を行い燃費向上に努める。
エコドライブの推進	急発進、急停止の抑制やアイドリングストップを徹底する。
	過度なエアコンの使用を控える。
	不要な荷物は積載しないようにする。
職員の行動変容による取組推進	近距離移動の際は、徒歩や自転車を利用する。
	テレワークやオンライン会議等、ICT(情報通信技術)を活用した働き方の導入を図る。
	<u>福島市版ゼロカーボン様式(資料1参照)の会議の開催を徹底する。</u>

イ 公共施設等における電気等使用量の削減(下線部は重点取組)

取組項目	取組内容
太陽光発電設備の導入推進	市が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、避難所への設置を優先し、 <u>2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の60%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。</u>
エネルギー使用の高効率化	設備や機器の導入、更新にあたっては、 <u>LED照明等の省エネ性能や節水性能の高い設備・機器の選定に努める。</u>
	公共施設の新設、改築にあたっては、ZEB化や断熱性能向上等の環境性能に優れた構造とするよう努める。
施設・設備の適正管理	公共施設における緑化の推進と適正な維持管理に努める。
	省エネ法に基づくエネルギー管理標準に従い、各設備の運転管理・計測記録・保守点検・新設措置等を適正に行う。
	クールビズ・ウォームビズを全年で実施するとともに、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に、冷暖房機器の温度管理を徹底する。
職員の行動変容による取組推進	OA機器等を長期間使用しない場合は、主電源をOFFにする。
	積極的に階段を使用し、エレベータの使用を控える。
	ブラインドやカーテンを利用し、日射等の調整に努める。
	日当たりの良い室内では自然光を積極的に取り入れ、照明の照度を調節するとともに、昼夜を通して不要な照明の消灯を徹底する。
	ノー残業デーを徹底するとともに、業務終了後は速やかに退庁する。
	<u>福島市版ゼロカーボン様式(資料1参照)の会議の開催を徹底する。</u>

## (2) 廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量

### ① 基準年度(2013年度)と現状(2022年度)の温室効果ガス排出状況

廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量は以下の表のとおりです。基準年度と比べて減少しています。

項目	基準年度(2013)	現状値(2020)	削減率
廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量*	51,324.0t-CO2	43,674.0t-CO2	▲14.9%

※非エネルギー起源 CO2(一般廃棄物の焼却による排出)、メタン・一酸化二窒素(一般廃棄物の焼却、下水道処理、し尿処理による排出)の計

### ② 削減目標

本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、2013年度の約51,234.0t-CO2から2030年度には約31,307.6t-CO2とし、市脱炭素社会実現実行計画(区域施策編)の廃棄物部門の削減目標に基づき、基準年度比で39%削減することを目標とします。

2030年度 廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量

**2013年度比で39%削減**

項目	基準年度(2013)	目標年度(2030)	削減率
廃棄物処理等に係る温室効果ガス排出量	51,324.0t-CO2	31,307.6t-CO2	▲39%

### ③ 目標達成に向けた取組

取組項目	取組内容
省資源に向けた取組推進	プラ容器は、洗浄しリサイクルに努める。
	エコバッグ、マイボトルの利用を促進する。
	適正分量の購入や食べ残しゼロを実践する。
	フードドライブの普及により食品ロスの削減に努める。
	果樹剪定枝の廃棄の削減に努める。



### (3)事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量

#### ①基準年度(2013 年度)と現状(2022 年度)の用紙類使用量及び廃棄物排出量

事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量は以下の表のとおりです。いずれも、基準年度と比べて減少しています。

項目	基準年度(2013)	現状値(2022)	削減率
事務事業から生じる用紙類使用量	40,732,706枚	27,204,428枚	▲33.2%
事務事業から生じる廃棄物排出量	612,640.0kg	505,129.8kg	▲17.5%

#### ②削減目標

本市の事務事業から生じる用紙類使用量を、2013 年度の 40,732,706 枚から 2030 年度には 18,329,717 枚とし、基準年度比で55%削減することを目標とします。また、本市の事務事業から排出される廃棄物排出量を、2013 年度の 612,640kgから 2030 年度には 373,710.4kgとし、基準年度比で39%削減することを目標とします。

#### 2030年度 事務事業から生じる用紙類使用量及び廃棄物排出量

**用紙類使用量 2013年度比で55%削減**

**廃棄物排出量 2013年度比で39%削減**

項目	基準年度(2013)	目標年度 (2030)	削減率
事務事業から生じる用紙類使用量	40,732,706枚	18,329,717枚	▲55%
事務事業から生じる廃棄物排出量	612,640.0kg	373,710.4kg	▲39%

### ③目標達成に向けた取組

#### ア 用紙類使用量削減

取組項目	取組内容
職員の行動変容による取組推進	庁内ネットワークや文書管理システム等を活用し、ペーパーレス化を推進する。
	印刷やコピーの必要性を充分精査し、必要最小限の使用に努める。
	裏紙利用、両面印刷、複数ページ印刷を徹底する。
	会議資料等のデータ化に努める。
	BPR や内製システムの活用を推進する。

#### イ 廃棄物排出量削減(下線部は重点取組)

取組項目	取組内容
職員の行動変容による取組推進	使い捨て製品の抑制や詰め替え商品の選択に努める。
	製品の適正使用、長期使用に努める。
	マイバック、マイボトル、マイ箸等の使用に努める。
	ごみと資源物の分別を徹底する。
イベント・会議開催による取組推進	<u>本市が主催するイベントにおいては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、本市が後援等をする民間団体のイベント等についても、これらの取組が行われるよう促す。</u>
	持ち帰り用封筒等の配布をしないよう徹底する。

#### (4) グリーン購入に関する目標と具体的な取組

##### ① グリーン購入率の目標

「グリーン購入法」において、市町村は環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するよう努力義務が定められています。

事務事業に係る物品等の購入にあたっては、福島市グリーン購入基本方針(資料2参照)に基づき、毎年度、調達方針を定め、グリーン購入を推進します。

具体的な目標としては、グリーン購入率 90%以上とします。

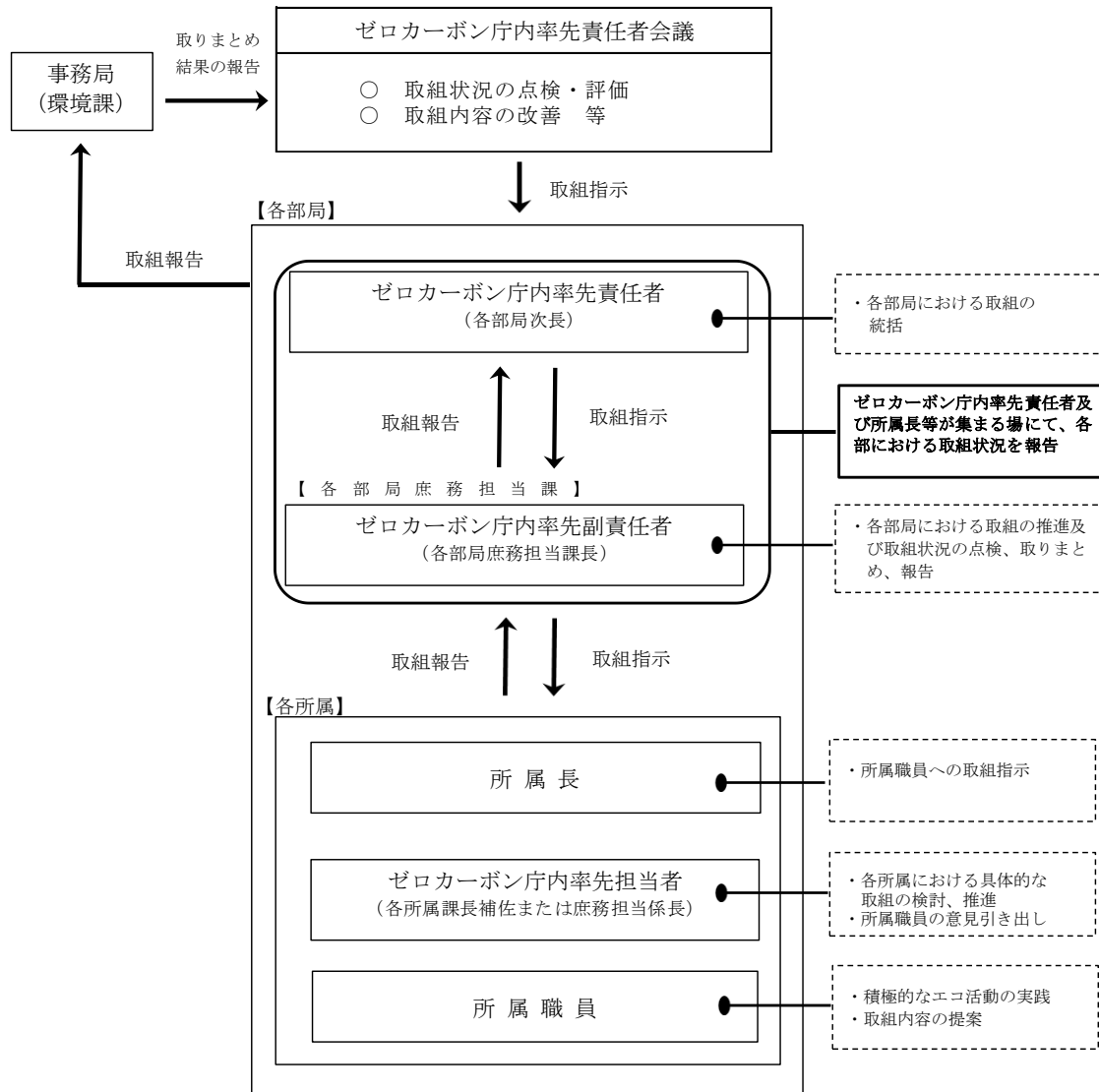
##### ② 目標達成に向けた具体的な取組

- ・グリーン購入基本方針及び調達方針に従い、物品等を購入する。
- ・再生可能エネルギー由来の電力の調達に努める。
- ・調達方針にない物品等についても、可能な限り環境負荷の低いものを購入する。

### 3) 計画の推進体制

#### (1) 推進体制

下記に示す推進体制により、本計画の効果的な推進を図ります。



#### (2) 公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 10 項に基づき毎年度、本計画の取組結果を市ホームページ等で公表します。

福島市版

## ゼロカーボン様式の会議 ～環境にやさしい会議のあり方のご提案～

オンラインでの開催の検討や議案が定例的なもの、一方的な周知の場合は書面開催（メール等）にするなど開催形式の見直しの検討をお願いします。今回、対面での開催が必要な場合における環境にやさしい会議のあり方を提案します。

### 環境にやさしい移動手段と会場の設定

#### ポイント① 会場への移動手段



#### ポイント② 会場設定



### 環境にやさしい会議の仕方

#### ポイント③ ペーパーレス化

- 資料はタブレットやPC利用したデータ配布の徹底
- 席札の廃止

#### ポイント④ 封筒の再利用やクリアファイルの活用

- ペーパーレス化を進めるとともに、会議資料を入れる封筒は会議名を入れず再利用を心がける
- 何度でも利用可能なクリアファイルを活用する

#### ポイント⑤ クールビズ、ウォームビズの実施

#### ポイント⑥ マイボトル持参の徹底

#### ポイント⑦ エアコンの設定温度

- 夏は28℃、冬は20℃を目安に設定
- エアコンの上下風向を「スイング設定」  
扇風機の同時利用による効率化の工夫

#### ポイント⑧ 会議資料の事前配布、目的の事前すり合わせ、終了時間の共有の徹底による会議時間の短縮

#### ポイント⑨ 植物等を配置し、二酸化炭素を吸収



## 福島市グリーン購入基本方針

この基本方針は、市で行う環境に配慮した物品やサービス等の優先的な購入(以下「グリーン購入」という。)を推進するため、基本的事項を定めるものである。

### 1 グリーン購入の基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づき、物品等の購入を行うとともに、購入した物品等を使用するものとする。

(1)物品等を購入する前に必要性・必要量を十分に考慮し、必要最小限の購入に努める。

なお、グリーン購入推進を理由として購入総量が増加することのないよう配慮する。

(2)できる限り広範な物品等について、価格や品質に加えて環境負荷の低減を考慮した物品等を購入するよう努める。

(3) 購入した物品等について、適正使用や長期使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

### 2 特定調達品目及び調達方針

市が重点的にグリーン購入を推進する物品等を「特定調達品目」とする。

毎年度、特定調達品目とグリーン購入にあたっての判断基準、調達目標等を定めた「グリーン購入調達方針」を作成し、当該調達方針に基づき、当該年度におけるグリーン購入に取り組むものとする。

### 3 特定調達品目以外の物品等の購入

特定調達品目以外の物品やサービス等の購入については、グリーン購入の基本的な考え方及びグリーン購入調達方針等を参考にし、できる限りグリーン購入に努めるものとする。

### 4 購入実績の公表

毎年度、グリーン購入の実績を取りまとめ、これを公表するものとする。

なお、指定管理者制度により民間事業者が管理する施設については、集計対象から除外するものとする。

### 5 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを行う。